

名古屋市国民保護計画の変更案の概要について

1 趣旨

名古屋市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号）に基づき、平成 19 年 2 月に「名古屋市国民保護計画」を作成した。

平成 25 年 3 月及び平成 26 年 5 月の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、平成 26 年 12 月に「愛知県国民保護計画」の変更が行われたことなどから、所要の変更を行うもの。

2 主な変更内容

(1) 原子力発電所の立地（資料 3 P13）

愛知県及び本市における原子力発電所又は原子炉施設の立地の有無について記載する。

(2) 非常通信体制の確保等（資料 3 P17）

非常通信体制において、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する旨を記載する。

(3) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難（資料 3 P22）

大規模集客施設や旅客輸送関連施設において、当該施設に滞在する者の円滑な避難措置に必要な対策をとる旨を記載する。

(4) 市の機関による医療救護班等の編成（資料 3 P23～P24）

本市の医療救護班の体制の整理を行うとともに、保健所において保健救護班を編成し、保健救護活動を実施する旨を記載する。

(5) 武力攻撃原子力災害への対処（資料 3 P24）

近隣県に所在する原子力発電所等が武力攻撃を受けた場合、名古屋市地域防災計画（原子力災害対策計画編）に定められた措置を講ずる旨を記載する。

※自然災害や事故等により、原子力発電所等に緊急事態が発生した場合については、「名古屋市地域防災計画」において対策等が定められている。

(6) 時点修正等

平成 27 年 4 月に防災危機管理局が設置されたことに伴う組織名の変更や業務の整理を行うとともに、統計データ等の時点修正を行う。